

「広がれボランティアの輪」連絡会議

キャラクター「ひろ君とガーレちゃん」使用取扱い要領

[目的]

1. この要領は「広がれボランティアの輪」連絡会議が設けるキャラクター「ひろ君とガーレちゃん」（以下、「キャラクター」と称す）使用取扱いに関する必要事項を定めることを目的とする。

[使用基準]

2. 「広がれボランティアの輪」連絡会議（以下、「広がれ」と称す）の構成団体、および全国の社会福祉協議会はそれに準ずるものと判断し、広がれ事務局（以下、「事務局」と称す）にキャラクターの使用について連絡するのみで、積極的に使用することができる。但し、次の諸点を守り使用すること。
 - (1) 広がれの信用及び品位を害するような行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 自己の商標または意匠とするような行為
 - (4) キャラクターのデザインを改変したり応用する行為
 - (5) その他、事務局が使用について不適切な行為と判断する場合
3. 広がれ構成団体、および全国の社会福祉協議会以外のものが使用を希望する場合は、予め事務局に使用申請し、承認を得たうえで使用することができる。また前述の遵守事項
 - (1) (2) (3) (4) (5) は同様に守らなければならない。

[使用の届出、申請・承認等]

4. 広がれ構成団体、および全国の社会福祉協議会は、Eメール、ファクス等の記録可能媒体により、本会議キャラクター使用目的を事務局に届出ること、即時使用することができる。
5. 広がれ構成団体、および全国の社会福祉協議会以外のものが使用を希望する場合は、使用開始を希望する10日前までに「使用承認申請書（様式）」に記入のうえ事務局に提出し、承認を得てから使用することができる。（ホームページに様式掲載）
6. キャラクター使用料は無料とする。

[使用上の遵守事項]

7. キャラクターの使用確認・承認を受けたものは、次の事項を遵守すること。
 - (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。事務局が付した使用条件があれば、そ

れに従うこと。

- (2) 使用確認・承認を他に譲渡したり転貸ししたりしないこと。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用できる図柄は次の 3 種類の内から使用する者が選ぶ。原図のカラー図柄を単色コピーで使用することができる。(ホームページ www.hirogare.net に図柄掲載)
 - ① 「広がれボランティアの輪」連絡会議のロゴ、キャラクター、キャラクター名(ひろ君とガーレちゃん)の3点を掲載のもの
 - ② 「広がれボランティアの輪」連絡会議のロゴ、キャラクターの2点を掲載し、キャラクター名無しのもの
 - ③ キャラクターのみを掲載のもの。但し、「広がれボランティアの輪」連絡会議のロゴを◎として小さく記載
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、登録しないこと。

[承認内容の変更]

8. 使用するものが承認された内容を変更するときは、変更後の使用日の7日前までに使用変更する内容を事務局に通知しなければならない。
9. 事務局は変更内容を審査し、変更の承認または不承認のいずれかを通知する。

[使用承認の取消]

10. 事務局は使用者が次のいずれかに該当すると認められる場合、使用承認を取り消すことができる。
 - (1) この要領に違反したとき
 - (2) 申請に虚偽または不正があったとき
 - (3) 事務局が不相当とみとめるとき
11. 事務局が使用承認を取り消すときは、使用者にその旨通知するものとする。事務局は通知発行後、当該使用物の回収を求めることができる。

[責任の制限]

12. 取消により使用者に損害が生じても、「広がれ」は一切その責任を負わない。
13. 使用者がキャラクター使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、「広がれ」は損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わない。

[その他]

14. その他、この要領に定めのない事項は、使用するものと事務局が協議して定める。

附則

この要領は、平成26年6月10日から施行する。

20140610 「広がれボランティアの輪」連絡会議
キャラクター「ひろ君とガーレちゃん」使用取扱い要領